

# 農地利用最適化推進委員 候補者を募集します。

募集期間：令和6年5月1日(水)～5月31日(金)

書類の提出先：水戸市農業委員会事務局

(水戸市役所本庁舎5階)

## 水戸市農業委員会

このたび、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）に欠員が生じたことから、新たな推進委員を委嘱するため、農業委員会等に関する法律第 17 条の規定により、候補者の推薦を求めるとともに推進委員になろうとする方を募集いたします。

## 農地利用最適化推進委員の募集要項

### 1 募集人数及び担当地区

地区名	担当区域	募集人数
緑 岡	小吹町・平須町・見川町・笠原町・千波町	1 人

### 2 募集期間

令和 6 年 5 月 1 日(水)～5 月 31 日(金)の 8 時 30 分から 17 時 15 分

- ・応募書類の受付は市役所開庁日に限ります。
- ・郵送の場合は 5 月 31 日必着といたします。

### 3 推薦及び応募に係る手続き等

次の 3 つの区分により、推薦・応募書類が変わりますのでご注意ください。

#### (1) 応募書類

①	<b>個人が候補者を推薦する場合</b> ・別紙様式第 1 号 ・推薦を受ける方の住民票（本籍地入り）
②	<b>法人又は団体が候補者を推薦する場合</b> ・別紙様式第 2 号 ・推薦を受ける方の住民票（本籍地入り） ・推薦を行う法人・団体の性質を明らかにする書類（定款又は規約等の写し）
③	<b>推進委員に応募する場合</b> ・別紙様式第 3 号 ・募集に応募する方の住民票（本籍地入り）

※推薦をする方は 1 名となります。複数の方で 1 名の候補者を推薦することはおやめください。

#### (2) 応募様式の入手方法

- ① 農業委員会事務局，緑岡・寿・見川・千波・見和・笠原の各市民センターの窓口
- ② 水戸市ホームページ (<http://www.city.mito.lg.jp/>) からダウンロード

(3) 応募書類の提出先及び連絡先

水戸市役所本庁舎 5階 水戸市農業委員会事務局 調査広報係  
住所 〒310-8610 水戸市中央 1-4-1  
電話 029-224-1111(内線 6411, 6412)

#### 4 推薦を受ける方及び募集に応募する方の資格

- (1) 農業に関する識見を有し、本市の農地等の利用の最適化の推進やその他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができると農業委員会が認める方。
- (2) 以下に該当しない方
  - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

#### 5 職務

- (1) 農地利用の最適化業務
  - ① 人・農地プラン実質化のための活動（地域協議の場への出席、情報提供等）
  - ② 担い手への農地集積・集約化の推進（出し手・受け手の調整等）
  - ③ 遊休農地の発生防止・解消活動（農地パトロール・所有者への指導等）
  - ④ 新規就農の支援活動
- (2) 毎月の定例会に出席し、活動内容の報告・推進委員どうしの情報交換
- (3) その他の業務

その他上記に附随する現地調査、農家との相談活動、アンケート調査の実施、農地中間管理機構や農業委員との連携、各種研修会等への出席

**※上記の業務を行った際は、その活動内容を「活動記録簿」に記載していただきます。**

#### 6 任用期間

委嘱日(令和6年8月予定)から令和8年7月19日

#### 7 身分

水戸市の特別職非常勤職員

#### 8 報酬

月 額	45,000 円
年 額	支給額は農地利用の最適化業務の成果実績によって決定。 毎年3月末に支給。

## 9 推進委員の選考方法

本年7月に開催する水戸市農業委員会総会の中で、推進委員の選考を行います。

農業委員会は法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っていることから、法令を順守し、公正にその職務を適切に行うことができるかなどを総合的に勘案して選考を行います。

### ○選考のスケジュール

時 期	内 容
令和6年5月1日～5月31日	推進委員の募集及び推薦受付
6月～7月	選考準備
7月12日	農業委員会総会で選考及び決定

## 10 その他

(1) 法令により、推進委員候補者の推薦を受けた方及び応募した方に関する状況及び選考結果は、水戸市ホームページで公表します。

併せて、推進委員候補者として推薦された方・応募した方の全てに選考結果をお知らせいたします。お知らせは7月下旬を予定しております。

(2) 推進委員は、その職を退いた後も含め、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされており、秘密保持義務違反をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課されます。